

第 217回通常国会

村田きょうこ 「今回の質疑のポイント」 No.17

2025 年 6 月 5 日（木）経済産業委員会



ご安全に！ 参議院議員の村田きょうこです。会期末の 6 月に入り、経済産業省で審議する法案もあと 2 本となりました。

6 月 5 日(木)は、早期再生事業法案について質疑を行いました。この法案は、経営難に陥った企業の債務整理の手続きを円滑に行うことで、倒産前の早期再生を促すものです。それに伴う雇用や賃金などへの影響について、労働組合との協議の徹底や、企業労使への周知の必要性などを政府に質しています。

1. メガソーラー発電の火災原因となったりリチウムイオンバッテリーへの安全対策は？

【政府答弁】

- ・今回の発火原因となった蓄電池内部での短絡発生時に、発火、類焼しないよう安全基準、性能をより具体的に示すとともに、電気事業法上の事故報告の対象拡大を現在検討している。
- ・小規模な太陽電池発電設備についても技術基準への適合を義務付けた。

2. 労働組合との協議不履行、虚偽申告をした場合、再生計画はどうなる？労働組合への意見聴取も必須とすべきでは？

【政府答弁】

- ・労働条件に影響する計画には労働組合との協議状況の記載が必要で、第三者機関による調査の結果、協議の不履行や虚偽等があれば取消しや不認可の対象となる可能性がある。
- ・労働組合への意見聴取など実態確認の調査方法は、保秘とのバランスも踏まえ検討する。

3. 従業員の不安を和らげるために、本法案の周知をどうやって図る？労働法制面で厚労省との連携も必要ではないか？

【政府答弁】

- ・スピーディーな事業再生に雇用は大事。経営者ばかりが先に進んで組合が何も知らぬというのは、過去にも記憶にあるところなので、できるだけ事前に周知していく。
- ・厚労省とも認識を共有しており、幅広い関係者への周知に努めるとともに、確認調査員に対する労働法制の研修体制の整備や研修の実施を求めてまいりたい。

4. 本法案によって、労働債権にも影響が及ぶ？

【政府答弁】

- ・本法に基づいて発する一時停止の要請は、金融債権等の回収に対するもので、未払い賃金や退職金などの労働債権は含まれない

詳細は次頁以降、または YouTube をご覧ください。



1. メガソーラー火災と安全対策について

【課題認識】

- ・調査結果が発表された昨年 3 月に鹿児島県の伊佐市で発生したメガソーラー発電の火災事故。今回火災原因となったりチウムイオンバッテリーも含め、太陽光発電所の安全対策はどうなっているか。

村田: 昨年の三月、地元鹿児島県の伊佐市で発生したメガソーラーの蓄電池設備の火災に関する消防本部の調査結果の内容報告は？太陽光発電所そのものの安全対策が必要だが、今後どうしていくのか。

政府参考人: 火災の原因は、蓄電池設備建屋に設置されていたリチウムイオンバッテリーの内部短絡による出火と判定されているが、その要因は、セルの焼損が著しいため物証を得ることができなかった。今回の事象も踏まえ、求められる安全基準、性能を具体的に示す、電気事業法上の事故報告の対象を拡大する、等の検討を進めている。

2. 労働組合との協議など制度運用の透明性

【課題認識】

- ・早期事業再生計画に雇用や賃金への影響があることが記載される場合は、労働組合との実質的な協議が必要だが、的確に実施されない可能性はないか。
- ・その場合は、事業の再生計画の取り扱いはどうなるのか。

村田: 早期事業再生計画に雇用者数の減少や賃金の減額が生じる見込みの記載があるのに、労働組合等との協議状況の記載がない場合には、手続に瑕疵があるとして確認の取消し等がなされるという認識でよいか。

政府参考人: 協議の状況を記載することが必要な事案において、仮に計画内に当該記載がない場合には、その確認の取消しがなされる場合もあり得る。

村田: 確認事業者が労働組合等への通知を怠ったり、労使協議を実施しなかった場合は、裁判所の不認可事由に該当するということによいか。また、指定確認調査機関が労働組合から話を聞いた結果、実質が伴わない場合には、確認の取消し対象になるのか。

政府参考人: 雇用や賃金の減少が見込まれる事案においては、第三者機関は労働組合等との協議の状況をしっかりと確認をすることを想定している。省令の定めに従わずに通知や協議を行わなかった場合には、裁判所の不認可事由になる場合もあり得る。また、労働組合との協議の状況を確認した結果、事業者の偽りや不正が判明したときや、正当な理由がなく協力をしなかった場合は、確認が取消される場合もある。

3. 指定確認調査機関・確認調査員の体制と業務の明確化

【課題認識】

- ・確認調査員に求められる専門性として、経理・技術だけでなく、研修体制やガイダンスを通じた労働法制の知識も必須。
- ・確認事業者の進捗を継続的にモニタリングする体制を業務規程で明示すべき。

村田: 対象債権者集会関連業務を実施するにあたり、経理的及び技術的な基礎が求められているが、労働関係法令等の知識、関連する業務経験の有無などは含まれているか。

政府参考人: 確認調査員は、関連する労働法制の知見も有していると考えているが、個々

人で知見の程度が異なることも想定されるため、研修体制の整備や研修の実施も検討していきたい。

4. 制度の周知徹底と濫用防止

【課題認識】

- ・確認調査員に問題が生じた場合、確認事業者はどのような対応をとるのか。
- ・事業再生や倒産による組合員の動揺や不安を和らげるために、本制度の周知をどのように取り組んでいくか。

村田:対象債権者集会関連業務に従事している途中で確認調査員の適格性が疑われるような事案が発生した場合、確認事業者はどのような対応を取り得るのか、また、指定確認調査機関はどのように是正を図るのか。

武藤経済産業大臣:確認調査員の適格性が疑われる事案が生じた場合、第三者機関が業務規程に基づき当該確認調査員を解任するかどうかを判断する。

村田:本制度が濫用されることがないように、趣旨や権利変更の及ぶ範囲などについて、対象債権者や確認事業者の労使へ周知徹底していくことも大事だと思うがいかがか。

政府参考人:関係者に的確な情報を周知していく中で、確認調査員の方にどういう役割を担っていただくかは、これからしっかりと検討してまいりたい。

村田:事業再生や倒産に至った際に、従業員の動揺や不安を少しでも和らげることができるよう、事業者とともに、労働組合にも本制度の周知をお願いしたい。

武藤経済産業大臣:スピーディーな事業再生に雇用は大事で、これが離れていったら再生にならないことは基本的な話だと思う。経営者ばかりが先に進んで組合の方が何も知らぬというのは、過去にも記憶にあるところなので、できるだけ事前に周知していく。

5. 労働関係法令の遵守と厚生労働省との連携

【課題認識】

- ・事業再生にあたって重要となる労働関係法令の遵守。関係者への周知に向けて、厚生労働省との連携強化は怎么样了か。

村田:人員整理や労働条件の不利益変更など、事業再生に際しては労働関係法令等の遵守徹底が求められる。広く関係者への周知が図られるよう、厚生労働省とも連携しながら対応すべきと考えるがいかがか。

武藤経済産業大臣:関連する労働関係法規を遵守する必要性について厚生労働省とも認識を共有している。幅広い関係者への周知に努めるとともに、第三者機関に対して、確認調査員に対する労働法制の研修体制の整備や研修の実施を求めてまいりたい。

村田:法案第六条に基づく一時停止の要請については、あくまでも対象債権者の金融債権の回収等を停止する趣旨であり、労働債権などには及ばないという理解でよいか。

政府参考人:未払賃金や退職金などの労働債権は対象債権の範囲には含まれないため、本法律案第六条第一項に定める一時停止の要請の対象にもならない。

以上